様式第十三（附則第 42 条関係）　　（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 27 条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第１　経営強化計画の実施期間
第２　金融組織再編成の内容及び実施時期
第３　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第 27 条第１項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）
第４　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の規定により法第 15 条第１項の申込みをする場合に限る。）
第５　経営の強化に伴う労務に関する事項
第６　業務実施金融機関における収益の見通し
第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の申込みをする場合に限る。）
第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

２．提出者

⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

⑶　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が 10 月１日から翌年３月 31 日までの間である場合にあっては、10 月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称を併せて記載すること。

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑹　経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第 27 条第１項の申込みをしない場合における「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

６．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法附則第 27 条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法附則第 27 条第１項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

⑵　「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。

①　株式

イ　種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　会社法第 108 条第１項各号に掲げる内容

ハ　議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）

ニ　株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容　等

②　劣後特約付社債（法第２条第２項に規定する劣後特約付社債をいう。）

社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

③　優先出資

イ　種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ　協同組織金融機関の優先出資に関する法律第５条第１項第２号から第４号までに掲げる内容　等

④　劣後特約付金銭消費貸借（法第２条第３項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容　等

７．経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

⑴　経営強化計画の始期における従業員（職員）数

⑵　経営強化計画の終期における従業員（職員）数

⑶　経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数

⑷　⑶中、新規採用される従業員（職員）数

⑸　経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

８．業務実施金融機関における収益の見通し

⑴　経営強化計画の実施期間中における収益の見通しの概要について、（別表１）に掲げられた計数を用いるなど具体的な記載に努めること。

⑵　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見通しを記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

９．剰余金の処分の方針

⑴　配当に対する方針を（別表２）により記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき適切に算定されるもので差し支えない。

⑵　経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。

10．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

⑴　経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについて

の今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

⑵　経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第２条第４項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容を併せて記載すること。

（別表１）（銀行持株会社等以外の金融機関等－単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
	業務純益										
	業務収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	うち貸出金収入						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）						－	－	－	－	－
	業務費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	うち預金・譲渡性預金利息						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－
	特定取引費用						－	－	－	－	－
	その他業務費用						－	－	－	－	－
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）						－	－	－	－	－

損益	一般貸倒引当金繰入額										
	経費										
	うち人件費						－	－	－	－	－
	うち物件費						－	－	－	－	－
	うち機械化関連費用						－	－	－	－	－
	金銭の信託運用見合費用						－	－	－	－	－
	業務粗利益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費）										
	国債等債券関係損益						－	－	－	－	－
	コア業務純益（＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）										
	臨時損益										
	うち不良債権処理損失額										
	個別貸倒引当金繰入額						－	－	－	－	－
	貸出金償却						－	－	－	－	－
	その他の処理額						－	－	－	－	－
	うち株式等関係損益										
	経常利益										
	特別損益										
	税引前当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	当期（中間）純利益										
経営	資金運用利回						－	－	－	－	－
	貸出金利回						－	－	－	－	－
	資金調達原価率						－	－	－	－	－
	預金等利回（＝（預金利息＋譲渡性預金利息）／預金・譲渡性預金平均残高合計）						－	－	－	－	－
	資金調達経費率（＝経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計）						－	－	－	－	－
	預貸率						－	－	－	－	－
	総資金利鞘（＝資金運用利回－資金調達原価率）						－	－	－	－	－

指標（％）	預貸金利鞘 （＝貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＥ （＝当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ （＝当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＥ （＝コア業務純益／純資産）						－	－	－	－	－
	コア業務純益ＲＯＡ （＝コア業務純益／総資産）						－	－	－	－	－
	業務粗利益経費率 （＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）						－	－	－	－	－
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高										
	破産更生等債権額						－	－	－	－	－
	危険債権額						－	－	－	－	－
	要管理債権額						－	－	－	－	－
	正常債権額										
	総与信 （＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額）										
	不良債権比率 （＝金融再生法開示債権残高／総与信）										

（銀行持株会社等－単体）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
損益	経常利益										
	経常収益										
	うち関係会社受取配当金						－	－	－	－	－
	経常費用										
	うち経費										
	うち人件費						－	－	－	－	－
	うち物件費						－	－	－	－	－
	うち機械化関連費用						－	－	－	－	－
	税引前当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	当期（中間）純利益										
経営指標（％）	当期利益ＲＯＥ （＝当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ （＝当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－

（連結）

		年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
資産・負債・資本勘定（平均残高）	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
損益	経常利益										
	経常収益										
	資金運用収益						－	－	－	－	－
	役務取引等収益						－	－	－	－	－
	特定取引収益						－	－	－	－	－
	その他業務収益						－	－	－	－	－
	その他経常収益						－	－	－	－	－
	経常費用										
	資金調達費用						－	－	－	－	－
	役務取引等費用						－	－	－	－	－
	特定取引費用						－	－	－	－	－
	その他業務費用						－	－	－	－	－
	営業経費						－	－	－	－	－
	その他経常費用										
	うち貸出金償却										
	うち貸倒引当金繰入額										
	うち一般貸倒引当金繰入額										
	うち個別貸倒引当金繰入額										
	特別利益										
	特別損失										

	法人税、住民税及び事業税						－	－	－	－	－
	法人税等調整額						－	－	－	－	－
	非支配株主に帰属する当期（中間）純利益						－	－	－	－	－
	親会社株主に帰属する当期（中間）純利益										
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／純資産）						－	－	－	－	－
	当期利益ＲＯＡ（＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／総資産）						－	－	－	－	－

（記載上の注意）

1　上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。

2　過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、経営強化計画の実施期間が３年を超える場合には３年とする。

3　事業年度末（銀行等にあっては、毎年９月末及び３月末）の計数を記載すること。

4　銀行持株会社等にあっては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式により併せて記載すること。

5　経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあっては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見通しを同一の連続した表形式で記載することを要しない。

6　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

7　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表２）（配当に関する事項）

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／ 実績見込み	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し	年 月末 見通し
配当可能利益										
配当金総額（中間配当を含む）										
普通株配当金（公的資金分）										
普通株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
優先株配当金（公的資金分）										
優先株配当金（民間調達分）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（普通株）						－	－	－	－	－
１株当たり配当金（優先株）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（普通株、民間調達分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、公的資金分）						－	－	－	－	－
配当率（優先株、民間調達分）						－	－	－	－	－
配当性向						－	－	－	－	－

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第 27 条第３項の規定により適用する法第 17 条第１項の規定による決定（法附則第 27 条第３項の規定により適用する法第 19 条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

２　協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。